

通勤助成金 申請受付のお知らせ

長谷地区にお住まいの 45 歳以下の方で、

通勤距離が片道 10 キロメートルを超えている方の通勤に、

月 5,000 円(年額 60,000 円)まで

支援を行っています！

対象者 … 以下のすべてを満たしている方

- ・長谷地区内に住民登録をし、定住の意思がある 45 歳以下の方
- ・高遠・長谷地区以外にある事業所等に就職している方で、
通勤距離が片道(最短距離)10 キロメートルを超えている方
- ・令和7年 4 月 1 日から令和8年 3 月 31 日(見込み)まで、
一年を通して就労された方

※申請期間は **令和 8 年 2 月 2 日 (月) から 2 月 27 日 (金) まで** です。

- ・年間を通じて長谷地区内に住所があることが要件です。長谷地区外にアパート等を借りて通勤した場合は対象となりません。
- ・年度途中で長谷地域に転入された場合、転入後から年度末まで連続して通勤した期間は支給の対象となります。
- ・年度途中で退職し、1 か月を空けずに違う会社等へ就職した場合は、それぞれの通勤期間が対象となります。また、会社都合による解雇の場合、実際に通勤した期間は支給対象となります。
- ・年度途中で 46 歳以上となられた方については、46 歳の誕生月の前月までが対象となります。
- ・距離 1 キロメートル未満、交付額 1,000 円未満の端数は切捨てです。
- ・年度途中で自己都合により退職し、その後就職しない、または 1 か月以上期間を空けて就職した場合は対象外です。
(事故・病気等のご事情がある場合はご相談ください。)
- ・産前産後休暇、育児休暇等の場合は、実際に通勤した期間は対象となります。

申請方法など詳しくは裏面をご覧ください。



通勤助成金の申請について

- 1 申請期間 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで
※ 年度内であれば申請期間を過ぎた場合でも受け付けますが、交付が遅くなることがあります。
- 2 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日(見込み)までの12ヵ月間の就労
※一年間を通して就労された方のみ対象となります。
- 3 条件 長谷地区内に住民登録があり、**現に居住し**定住の意思がある若者等(45歳以下)が、高遠町区域及び長谷区域以外の事業所等に就職し、片道(最短距離)10キロメートルを超えて通勤していること。
※年間を通じて長谷地区内に住所があり、居住し、高遠・長谷地区外へ通勤した方が対象となりますので、長谷地区外にアパート等を借りて通勤した場合は対象となりません。
※年度途中で長谷地域に転入された場合、転入後から年度末まで連続して通勤した期間は支給の対象となります。
※46歳の誕生月の前月までが対象となります。
- 4 申請書の提出 通勤助成金交付申請書(長谷総合支所総務課と支所日直室にあります。伊那市公式ホームページからもダウンロードできます)に必要な事項を記入し、勤務先の就労証明を受け、期限内に【長谷総合支所 総務課】まで提出してください。
- 5 助成金の支給 書類審査後に補助金確定通知書と請求書の様式を郵送します。郵送された請求書に振込先の金融機関名、口座番号、口座名義等を正確に記入し早めに提出をお願いします。また、ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合は、記号・番号も記入してください。提出いただいた請求書により申請者の口座へ振り込まれます(振込先の口座は申請者名義のものに限ります)。
※振込口座、名義等が確認できる通帳の写しを忘れずにご提出ください。
- 6 注意事項
 - ・ 申請書の就労証明欄への会社等の証明押印を忘れずをお願いします。
 - ・ 不正な申請により助成金の支給を受けた場合又は支給を受けた日から5年以内に長谷・高遠地区内に住所を有しなくなった場合は、助成金を返還しなければなりませんのでご注意ください。
 - ・ 通勤助成金は課税対象となります。

例えば…10月の誕生日で46歳になった方は
誕生月の前月(9月)まで対象になります

4	5	6	7	8	9	10	11
月	月	月	月	月	月	月	月

【お問い合わせ及び申請書提出先】

〒396-0402

伊那市長谷溝口1394番地

伊那市役所 長谷総合支所 総務課

TEL 0265-98-2211